4　電気事業者は、法第三十二条第四項の規定に基づき、毎年度、前項に規定する事項については様式第十二により当該年度の一月末日までに経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出の期限を延期することができる。	4　電気事業者は、法第三十二条第四項の規定に基づき、毎年度、前項に規定する事項については様式第十三により当該年度の一月末日までに経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出の期限を延期することができる。
第二十九条　［略］	**第二十九条**　［略］
2～7　［略］	2～7　［略］
8　経済産業大臣は、法第三十七条第一項の申請に係る事業所の年間の当該申請に係る事業に係る電気の使用量が令第四条第二項に規定する量を超え、かつ、当該事業所の年間の電気の使用量の二分の一を超えると認められるときは、法第三十七条第一項の認定を行うものとする。	8　経済産業大臣は、法第三十七条第一項の申請に係る事業所の年間の当該申請に係る事業に係る電気の使用量が令第三条第二項に規定する量を超え、かつ、当該事業所の年間の電気の使用量の二分の一を超えると認められるときは、法第三十七条第一項の認定を行うものとする。
第三十一条　令第四条第三項第一号に規定する経済産業省令で定める種類の事業は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に掲げる大分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する種類の事業とする。	**第三十一条**　令第三条第三項第一号に規定する経済産業省令で定める種類の事業は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に掲げる大分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する種類の事業とする。
一～四　［略］	一～四　［略］
第三十二条　令第四条第三項第一号に規定する経済産業省令で定める基準は、第三十条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当することとする。	**第三十二条**　令第三条第三項第一号に規定する経済産業省令で定める基準は、第三十条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当することとする。
附　則	**附　則**
（みなし電気事業者の納付金に関する経過措置）	（みなし電気事業者の納付金に関する経過措置）
第十五条　みなし電気事業者における第二十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「再生可能エネルギー電気の量」とあるのは、「再生可能エネルギー電気の量及び回避可能費用単価の算定に必要な事項」とする。	**第十五条**　みなし電気事業者における第二十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号中「合計額」とあるのは、「合計額及び回避可能費用単価の算定に必要な事項」と、同条第四項中「様式第十三」とあるのは、「様式第十八」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第一から様式第十二までを次のように改める。

様式第１（第４条の２（第４条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（１０ｋＷ未満の太陽光発電を除く）

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣（指定入札機関）　殿

（ふりがな）
申請者（提出者）　住　所（〒　－　）
（注１）
（ふりがな）
氏　名

実印
（法人番号：　　）（注２）
（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）
電話番号　（　　）　－

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項（第６条）の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第７条第２項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画　　第１表による

申請事業計画使用燃料一覧　第２表による（バイオマス発電の場合）

担当経済産業局（注３）　　